

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年九月十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百七十五号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（改正法第十五条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十

三号）附則第五条第三項の表及び第三十八条第三項の表の改正規定並びに改正法第二十九条中確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第一項第三号の二、第八条第一項、第五十四条の二第一項、第六十二条、第六十四条、第六十九条、第七十条第二項、第七十一条及び第七十四条の二第一項の改正規定並びに改正法附則第三十三条の規定を除く。）の施行期日は、令和八年十月一日とする。

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 鈴木 憲和

内閣総理大臣 高市 早苗